

草加市建設工事一般競争入札実施要綱の運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、建設工事の一般競争入札の実施に当たり、草加市建設工事一般競争入札実施要綱（平成6年告示第91号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市内業者の受注機会の拡大)

第2条 一般競争入札の発注に当たっては、施工が困難と認められる高度・特殊工事等を除き、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）の趣旨に基づき、市内業者の受注機会の拡大に努めなければならない。

(新規市内業者の取扱い)

第3条 要綱第3条第1項第2号に規定する者のうち、草加市建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に新規登録した草加市内に本店を有する資格者（以下「新規市内業者」という。）は、市が発注する建設工事の品質を確保するため、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるときから入札に参加できるものとする。

(1) 建築工事 名簿登録の日

(2) 建築工事以外 名簿登録の日から起算して2年を経過した日

(緩和措置)

第4条 前条第2号の規定にかかわらず、市内業者の保護及び育成の観点から、一般競争入札公告日の3年前の日が属する年度以降の施工実績が次の各号のいずれかに該当する者については、名簿登録期間の要件は免除するものとする。

(1) 小規模工事契約の施工実績が3件以上ある者

(2) 市発注工事の一次下請の施工実績が2件以上ある者

(3) 国、地方公共団体及び民間工事で同規模以上の施工実績がある者

(入札参加制限)

第5条 新規市内業者が入札に参加する場合において、名簿登録の日から起算して2年を経過していないときは、次に掲げる入札参加制限を設けるものとする。

(1) 設計金額10,000,000円未満の工事のみとする。

(2) 年間に請け負える工事件数は、3本を限度とする。

(3) 工事完成後、工事検査が終了するまでは、次の入札に参加することはできないものとする。ただし、入札日の前日までに、工事検査が終了するものについては、この限りでない。

(4) 受注工事の工事成績点が65点以下であった場合、その年度の入札に参加することができないものとする。

(技術支援の要請)

第6条 契約課長は新規市内業者の技術力向上に資する支援について、発注担当課及び工事検査課に要請することができる。

(随意契約できる案件)

第7条 要綱第9条に規定する随意契約できる案件は、次に掲げるものとする。

- (1) 再度の入札に付し、提示された最低入札価格から8パーセント引き下げた金額が予定価格の範囲内に達するもの
- (2) 市民の安全の確保、又は財産の保全のため緊急性が認められるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの
(見積書の徴取)

第8条 前条の随意契約を実施するに当たり見積書を徴取する回数は1回までとする。

2 前項の規定により、徴取する見積書は書替え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の不調)

第9条 前条の見積書を徴取した結果、なお契約の相手方が決定しないときは、入札を不調とする。

2 前項の規定により、入札が不調となったときは、再度の入札の手続又は設計の見直しを行い、見直し後の設計額に対応した入札の手續を経るものとする。

(その他)

第10条 この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。